

「電気通信サービス利用者懇談会報告書（案）」についての意見書

平成 21 年 1 月 9 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

意見

電気通信事業法にクーリング・オフの規程を設けて下さい。
訪問販売や電話勧誘で契約し、トラブルになるケースが
多数ありますが、何ら、利用者保護の方策がありません。

理由

地デジ対応でCATVの勧誘に来訪され、放送電話
プロバイダまで契約し、トラブルに発展するケースもあります。
特商法からはおさめられているので、電気通信通事業法に
消費者の民事的救済を設けて頂きたい。